


# 阪神間都市計画(三田市)総括図(2)

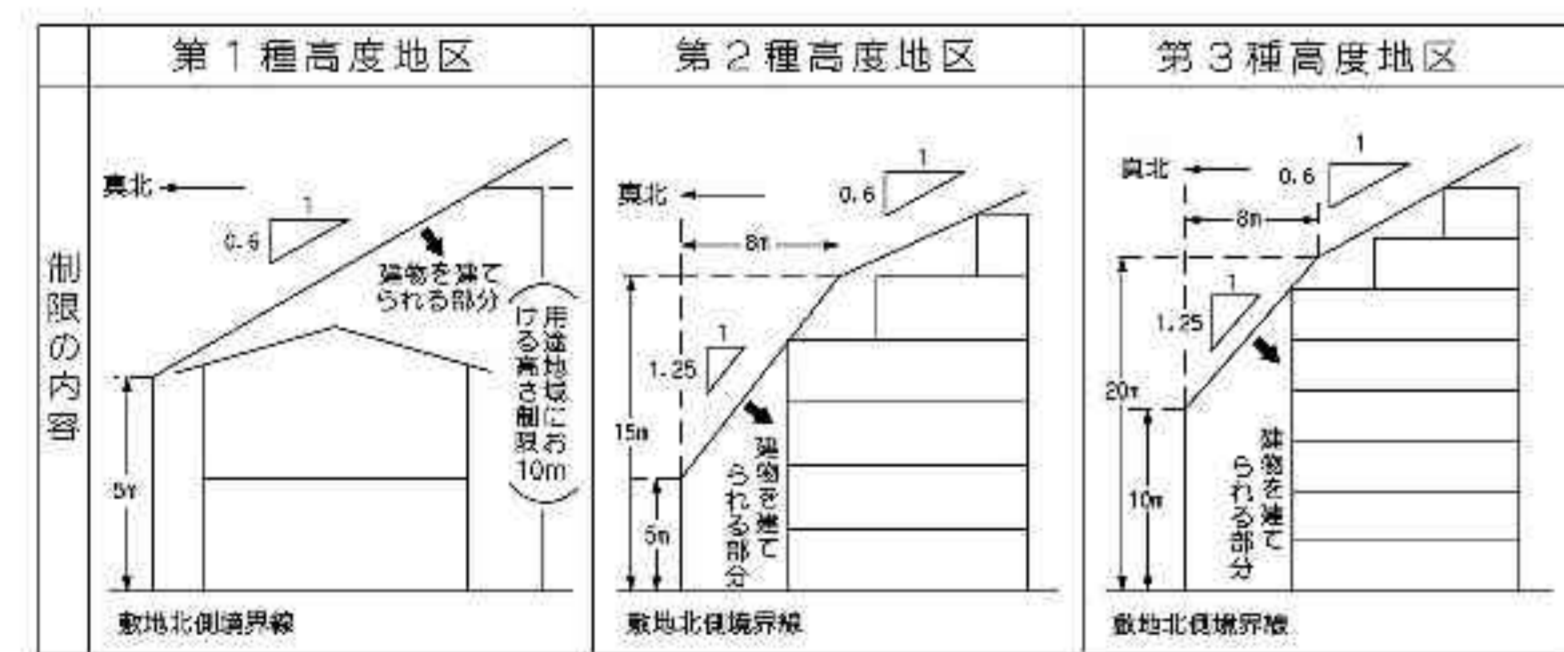
阪神間都市計画地区計画 つつじヶ丘地区計画 (A=約69.4ha)



### 凡例

都市計画区域界	---
市街化区域界	---
用途	地形地物による場合
地域界	その他の場合
容積界	---(容積率)---
外壁後退	1.0m
第一種低層住居専用地域	100/60
第一種中高層住居専用地域	180/60
第一種住居地域	200/60
第二種高度地区	200/60
準工業地域	200/60
工業専用地域	200/60
都市計画道路	---
都市計画公園	---
土地区画整理事業	---
工業団地造成事業	---
地区計画区域	---

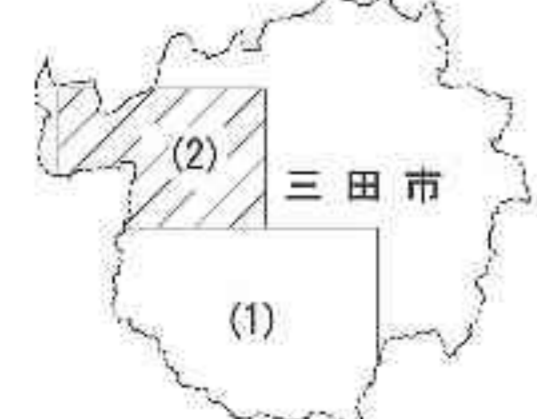
※1. 第一種低層住居専用地域に定める建築の高さの制限は10mとしている。  
 ※2. 高度地区の規制は下図のとおり。



※3. この図面は平成24年9月31日現在の都市計画の内容を表示した物である。表示する都市計画の内容は、おおむねの場所を表わしている。詳細については本市の都市整備部都市整備課又は兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課と確認して下さい。

※4. 用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)内の建築物の形態制限は容積率100%以下、建ぺい率60%以下に特定行政庁が指定しています。

### 位置図



1:10,000